

# 意識調査の実施方法(案)

平成22年4月14日	資料3
第5回高齢者医療制度改革会議	

○ 新たな高齢者医療制度の検討に際して、高齢者をはじめ幅広い国民の方々の御意見を「高齢者医療制度改革会議」の中間とりまとめ及び最終とりまとめに反映できるよう、様々な方法を組み合わせた意識調査をきめ細かく実施する。

項目	1. 第一段階での調査	2. 第二段階での調査
目的	新制度の検討にあたって論点になる事項について、広く高齢者をはじめ国民及び有識者の方々から御意見をいただき、改革会議において本年夏にとりまとめる新たな制度の基本的な方向(中間とりまとめ)の議論に反映させる。	改革会議において、本年夏にとりまとめる新たな制度の基本的な方向(中間とりまとめ)について、広く高齢者をはじめ国民の方々から御意見をいただき、最終とりまとめの議論に反映させる。
時期	平成22年5月(7月に結果をとりまとめ)	平成22年9月頃(11月頃に結果をとりまとめ)
対象者	①65歳以上の方々約4,000人、20歳～65歳未満の方々約4,000人の計約8,000人 ※75歳以上の方については、広域連合の被保険者名簿から約2,000人を抽出(広域連合ごとに人口按分)。 ※75歳未満の方については、調査会社への委託により約6,000人を抽出(回収率見込みにより抽出人数は変動)。 ※郵送による調査	○20歳以上の方々(3,000人) ※65歳以上の方々約800人、20歳～65歳未満の方々約2,200人 ※訪問面接による調査
	②社会保障等の分野に係る有識者(250人程度) ※郵送による調査	
	③厚生労働省行政モニター(500人程度) ※郵送による調査	

※ 意識調査の検討に当たっては、下記の専門家の方々との意見交換会を開催し、その後も個々にご意見をいただいた上で、意識調査の実施方法(案)及び調査票(案)をとりまとめたところ。

〈専門家の方々〉

- ・安藤 明之 教授(東京経済大学コミュニケーション学部)
- ・盛山 和夫 教授(東京大学大学院人文社会系研究科)
- ・田村 秀 教授(新潟大学大学院実務法学研究科)

**高齢者医療制度について、ご意見をお伺いいたします**

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まりましたが、昨年9月の政権交代を経て、現内閣としては、国民の方々のご意見を受け止め、これを1期4年の中で廃止することとしています。

このため、廃止後の新たな制度のあり方について、昨年11月から、私が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を開始しています。

この検討にあたっては、多くの国民の方々からご意見を頂きながら進めていくことが極めて大切であると考えています。

そこで、今般、皆様に質問票を送付させていただき、ご意見をお伺いすることといたしました。いただいたご回答は調査の目的以外には一切使用しませんので、率直なご意見をお聞かせください。

ご多忙のところ、大変恐縮ではございますが、質問票にご回答の上、〇月△日（●曜日）までに同封の返信用封筒にてご返送下さいますよう、お願い申し上げます。

厚生労働大臣 長妻 昭

【お問い合わせ先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 保険局 高齢者医療課 企画法令係

TEL03-5253-1111（内線3199）

## 質 問 票

I はじめに、このアンケートに回答される方についてお聞きします。  
該当する選択肢を○で囲んでください。

(問1) あなたの年齢を教えてください。(4月1日現在でお答えください。)

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20歳代   | 2. 30歳代   | 3. 40歳代   |
| 4. 50歳代   | 5. 60～64歳 | 6. 65～69歳 |
| 7. 70～74歳 | 8. 75～79歳 | 9. 80歳代   |
| 10. 90歳以上 |           |           |

(問2) あなたの性別を教えてください。

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

(問3) あなたが現在、お住まいの地域を教えてください。

- |           |  |
|-----------|--|
| 1. 北海道・東北 | (北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)              |
| 2. 関東甲信越  | (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県) |
| 3. 東海北陸   | (富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)                  |
| 4. 近畿     | (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)             |
| 5. 中国四国   | (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)      |
| 6. 九州     | (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)         |

(問4) あなたが現在、入っている医療保険を教えてください。

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 1. 国民健康保険    | 2. 健康保険組合          |
| 3. 共済組合      | 4. 協会けんぽ(政府管掌健康保険) |
| 5. 後期高齢者医療制度 | 6. その他             |

(問5) あなたが今まで最も長く入っていた医療保険を教えてください。

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| 1. 国民健康保険 | 2. 健康保険組合          |
| 3. 共済組合   | 4. 協会けんぽ(政府管掌健康保険) |
| 5. その他    |                    |

Ⅱ 高齢者医療制度についてお聞きします。

最も当てはまると思う選択肢を1つ選んで○で囲んでください。

- 現在、75歳になると、それまで入っていた国民健康保険や被用者保険（健康保険組合や協会けんぽなど）から後期高齢者医療制度に移ることとなっています。

（問1） 「後期高齢者」という名称について、どのように感じられますか。

1. 適切である
2. やや適切である
3. どちらともいえない
4. あまり適切でない
5. 適切でない
6. わからない

（問2） 一定年齢以上の高齢者だけを1つの医療制度に区分することについて、どのように感じられますか。

1. 適切である
2. やや適切である
3. どちらともいえない
4. あまり適切でない
5. 適切でない
6. わからない

（問3） 後期高齢者医療制度での保険料のお支払いは、年金からの天引きが原則ですが、金融機関などへのお支払いも選択できるようにしています。こうした保険料のお支払い方法について、どのように考えますか。

1. 適切である
2. 金融機関などへの支払いを原則とし、年金からの天引きも選択できるようにしたほうがよい
3. 金融機関などへ支払う方法のみとし、年金からの天引きは一切やめたほうがよい
4. わからない

Ⅲ 新たな高齢者医療制度のあり方についてお聞きします。

- 高齢者の方々の医療費については、国民全体で支えていくことが必要です。  
現在の後期高齢者医療制度では、高齢者の方々に、かかった医療費の一部を医療機関の窓口で負担していただき、それ以外の費用については、
  - ① 税金による負担が約5割、
  - ② 現役世代の保険料による負担が約4割、
  - ③ 高齢者の保険料による負担が約1割という割合で負担しています。（下図参照）

窓口 負担	税金 約5割	
	高齢者の保険料 約1割	現役世代の保険料 約4割

（問1） 後期高齢者医療制度が上記のような費用負担の仕組みであったことについて、ご存じでしたか。  
（いずれか1つに○をしてください。）

1. 知っていた
2. 少し知っていた
3. 知らなかった

（問2） 70歳以上の方々の医療機関の窓口でのご負担は、かかった医療費の1割となっています。ただし、一定以上の所得がある方は、現役世代と同様に、かかった医療費の3割のご負担となっています。  
こうした高齢者の窓口負担について、どのようにお考えですか。  
（いずれか1つに○をしてください。）

1. 税金や現役世代の保険料による負担を増やして、高齢者の窓口負担をもっと減らしたほうがよい
2. 現在の窓口負担と同じぐらいでよい
3. 高齢者の窓口負担を増やして、税金や現役世代の保険料による負担をもっと減らしたほうがよい
4. わからない

(問3) 今後、高齢化の進行により、高齢者の方々の医療費は増加していきませんが、高齢者の方々の医療費を、どのようにして支えるべきだと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 税金による負担の割合を増やしていく
2. 高齢者の保険料による負担の割合を増やしていく
3. 現役世代の保険料による負担の割合を増やしていく
4. 現在の仕組みと同じぐらいの負担割合で、それぞれの負担額を増やしていく
5. わからない

(問4) 新たな高齢者医療制度のあり方について、重要と思うことは何ですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 一定年齢以上の高齢者だけが1つの医療制度に区分されるようなものにはしないこと
2. 高齢者の医療費について、高齢者と現役世代がどの程度ずつ負担するのが明確にされていること
3. 高齢者の保険料負担の伸びには、一定の歯止めがかけられていること
4. 高齢者医療のための現役世代の保険料負担の伸びには、一定の歯止めがかけられていること
5. 高齢者の保険料負担の伸びが、現役世代の保険料負担の伸びより上回らないこと
6. 高齢者の保険料負担について、同じ所得であれば、同じ保険料にするなど、公平な仕組みになっていること
7. 高齢者であっても、サラリーマンやサラリーマンに扶養されている家族は、被用者保険(健康保険組合や協会けんぽなど)に加入できるようになっていること

Ⅳ 以上のほかに、高齢者医療制度のあり方について、ご意見がありましたら、ご記入ください。

質問は以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

お手数ですが、同封の返信用封筒にてご返送下さいますよう、お願い申し上げます。

## 高齢者医療制度について、ご意見をお伺いいたします

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まりましたが、昨年9月の政権交代を経て、現内閣としては、国民の方々のご意見を受け止め、これを1期4年の中で廃止することとしています。

このため、廃止後の新たな制度のあり方について、昨年11月から、私が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を開始しています。

この検討にあたっては、多くの国民の方々からご意見を頂きながら進めていくことが極めて大切であると考えています。

そこで、今般、皆様に質問票を送付させていただき、ご意見をお伺いすることといたしました。いただいたご回答は調査の目的以外には一切使用しませんので、率直なご意見をお聞かせください。

ご多忙のところ、大変恐縮ではございますが、質問票にご回答の上、〇月△日（●曜日）までに同封の返信用封筒にてご返送下さいますよう、お願い申し上げます。

厚生労働大臣 長妻 昭

【お問い合わせ先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 保険局 高齢者医療課 企画法令係

TEL03-5253-1111（内線3199）



## 質 問 票

I はじめに、このアンケートに回答される方についてお聞きします。  
該当する選択肢を○で囲んでください。

(問1) あなたの年齢を教えてください。(4月1日現在でお答えください。)

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20歳代   | 2. 30歳代   | 3. 40歳代   |
| 4. 50歳代   | 5. 60～64歳 | 6. 65～69歳 |
| 7. 70～74歳 | 8. 75～79歳 | 9. 80歳代   |
| 10. 90歳以上 |           |           |

(問2) あなたの性別を教えてください。

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

(問3) あなたは次のいずれに該当されますか。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. 学術研究者   | 2. マスコミ関係者 |
| 3. その他 ( ) |            |

(問4) 問3において、「1. 学術研究者」を選択された方にお聞きします。あなたが専門とされている分野を教えてください。

(例：法律、経済、医療、福祉)

(問5) あなたが現在、入っている医療保険を教えてください。

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 1. 国民健康保険    | 2. 健康保険組合          |
| 3. 共済組合      | 4. 協会けんぽ(政府管掌健康保険) |
| 5. 後期高齢者医療制度 | 6. その他             |

Ⅱ 高齢者医療制度についてお聞きします。

最も当てはまると思う選択肢を1つ選んで○で囲んでください。

- 現在、75歳になると、それまで入っていた国民健康保険や被用者保険（健康保険組合や協会けんぽなど）から後期高齢者医療制度に移ることとなっています。

（問1） 「後期高齢者」という名称について、どのように感じられますか。

1. 適切である
2. やや適切である
3. どちらともいえない
4. あまり適切でない
5. 適切でない
6. わからない

（問2） 一定年齢以上の高齢者だけを1つの医療制度に区分することについて、どのように感じられますか。

1. 適切である
2. やや適切である
3. どちらともいえない
4. あまり適切でない
5. 適切でない
6. わからない

（問3） 後期高齢者医療制度での保険料のお支払いは、年金からの天引きが原則ですが、金融機関などへのお支払いも選択できるようにしています。こうした保険料のお支払い方法について、どのように考えますか。

1. 適切である
2. 金融機関などへの支払いを原則とし、年金からの天引きも選択できるようにしたほうがよい
3. 金融機関などへ支払う方法のみとし、年金からの天引きは一切やめたほうがよい
4. わからない

Ⅲ 新たな高齢者医療制度のあり方についてお聞きします。

- 高齢者の方々の医療費については、国民全体で支えていくことが必要です。  
現在の後期高齢者医療制度では、高齢者の方々に、かかった医療費の一部を医療機関の窓口で負担していただき、それ以外の費用については、
  - ① 税金による負担が約5割、
  - ② 現役世代の保険料による負担が約4割、
  - ③ 高齢者の保険料による負担が約1割という割合で負担しています。（下図参照）

窓口 負担	税金 約5割	
	高齢者の保険料 約1割	現役世代の保険料 約4割

(問1) 後期高齢者医療制度が上記のような費用負担の仕組みであったことについて、ご存じでしたか。

(いずれか1つに○をしてください。)

1. 知っていた
2. 少し知っていた
3. 知らなかった

(問2) 70歳以上の方々の医療機関の窓口でのご負担は、かかった医療費の1割となっています。ただし、一定以上の所得がある方は、現役世代と同様に、かかった医療費の3割のご負担となっています。

こうした高齢者の窓口負担について、どのようにお考えですか。

(いずれか1つに○をしてください。)

1. 税金や現役世代の保険料による負担を増やして、高齢者の窓口負担をもっと減らしたほうがよい
2. 現在の窓口負担と同じぐらいでよい
3. 高齢者の窓口負担を増やして、税金や現役世代の保険料による負担をもっと減らしたほうがよい
4. わからない

(問3) 今後、高齢化の進行により、高齢者の方々の医療費は増加していきますが、高齢者の方々の医療費を、どのようにして支えるべきだと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 税金による負担の割合を増やしていく
2. 高齢者の保険料による負担の割合を増やしていく
3. 現役世代の保険料による負担の割合を増やしていく
4. 現在の仕組みと同じぐらいの負担割合で、それぞれの負担額を増やしていく
5. わからない

(問4) 新たな高齢者医療制度のあり方について、重要と思うことは何ですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 一定年齢以上の年齢の高齢者だけが1つの医療制度に区分されるようなものにはしないこと
2. 高齢者の医療費について、高齢者と現役世代がどの程度ずつ負担するのが明確にされていること
3. 高齢者の保険料負担の伸びには、一定の歯止めがかけられていること
4. 高齢者医療のための現役世代の保険料負担の伸びには、一定の歯止めがかけられていること
5. 高齢者の保険料負担の伸びが、現役世代の保険料負担の伸びより上回らないこと
6. 高齢者の保険料負担について、同じ所得であれば、同じ保険料にするなど、公平な仕組みになっていること
7. 高齢者であっても、サラリーマンやサラリーマンに扶養されている家族は、被用者保険(健康保険組合や協会けんぽなど)に加入できるようになっていること

IV. 高齢者のための新たな医療制度のあり方について、現在、「高齢者医療制度改革会議」においては、次ページに掲載した4つの案が委員より提示されています。それぞれの案について、あなたの考えをお聞かせください。

(問1) あなたが適当であると考えられる案があれば、それはどれですか。  
(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

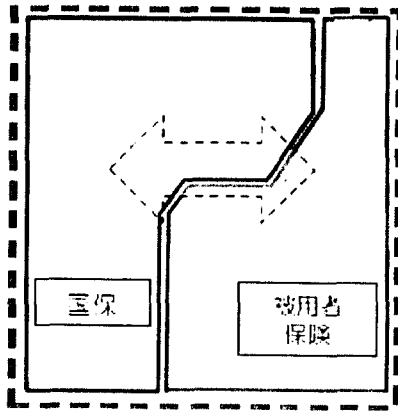
1. (案1) 年齢構成・所得構成でリスク構造調整を行った上で、都道府県単位で一本化する
2. (案2) 一定年齢以上の「別建て」保険方式を基本とする
3. (案3) 突き抜け方式とする
4. (案4) 高齢者医療と市町村国保の一体的運営を図る
5. 適当であると考えられる案はない

(問2) あなたが不適当であると考えられる案があれば、それはどれですか。  
(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. (案1) 年齢構成・所得構成でリスク構造調整を行った上で、都道府県単位で一本化する
2. (案2) 一定年齢以上の「別建て」保険方式を基本とする
3. (案3) 突き抜け方式とする
4. (案4) 高齢者医療と市町村国保の一体的運営を図る
5. 不適当であると考えられる案はない

(問3) 問1、問2のご回答について、その理由があれば、ご記入ください。  
また、これ以外の案があれば、ご記入ください。

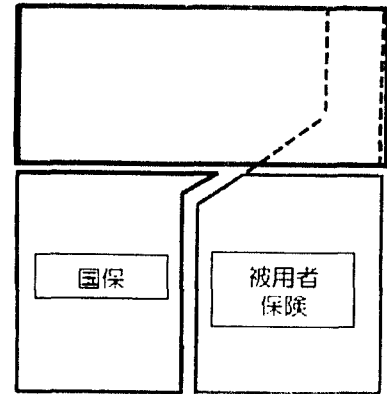
(案1) 年齢構成・所得構成でリスク構造調整を行った上で、都道府県単位で一本化する



【概要】

- 後期高齢者医療制度の加入者は、新たな「地域医療保険」に加入。(ただし、現役で働く高齢者とその家族は被用者保険に加入)
- 各保険者の加入者の年齢構成・所得構成の違いによる保険料負担の格差を調整する財政調整を実施。
- 財政調整を行った上で、保険者の統合を段階的に実施
  - ①市町村国保は都道府県単位で統合。
  - ②健康保険組合・共済組合は都道府県単位に分割。
  - ③「地域医療保険」と協会けんぽを統合。
- 将来的には、都道府県単位で、全ての保険者を一本化。

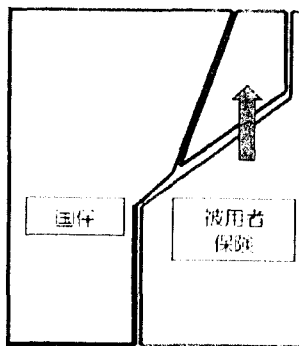
(案2) 一定年齢以上の「別建て」保険方式を基本とする



【概要】

- 65歳以上の高齢者を対象として、前期・後期の区別のない一つの制度とする。
- 費用負担や運営責任を明確化するために、「別建て」の制度とした上で、高齢者の医療費を現役世代が支える仕組みとする。
- 運営主体については、都道府県単位を念頭に、行政から独立した公法人とする。
- 現役で働く高齢者とその家族については、被用者保険への継続加入を検討。(上図の点線部分)

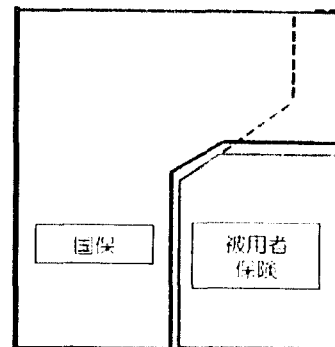
(案3) 突き抜け方式とする



【概要】

- 被保険者期間が通算して一定期間を超える退職者とその扶養家族は、被用者保険グループが共同で運営する新たな制度「退職者健康保険制度」に加入。
- 運営主体は、全被用者保険の代表者及び労使代表者で構成する全国一本の管理運営機関とする。保険料は都道府県ごとに設定する。
- 現役で働く高齢者とその家族については、被用者保険に継続加入する。
- 国保の運営は、市町村単位から都道府県単位に広域化し、上記以外の高齢者も加入。

(案4) 高齢者医療と市町村国保の一体的運営を図る



【概要】

- 後期高齢者医療制度は廃止し、地域保険は国保に一本化する。
- 国保の運営は、市町村単位から都道府県単位に広域化する。
- 現役で働く高齢者とその家族については、被用者保険への継続加入を検討。(上図の点線部分)
- 高齢者の国保の保険料は、現行制度と同じく都道府県単位で統一し、現役世代の国保の保険料についても、都道府県単位でできるだけ統一。
- 高齢者の医療費は公費・高齢者の保険料・現役世代の保険料により、国民全体で支える。

V. 以上のほかに、高齢者医療制度のあり方について、ご意見がありましたら、ご記入ください。

質問は以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

お手数ですが、同封の返信用封筒にてご返送下さいますよう、お願い申し上げます。